Koi-Pilates 利用規約 本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 Koi-Fit（以下「当社」といいます。）が運営するピラティススタジオ「Koi-Pilates」（以下「本施設」といいます。）の利用に関する条件及び当社と会員（第4条で定義します。）との間の権利義務関係が定められています。本施設の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条（名称）

1. 本施設は「Koi-Pilates」と称します。

第2条（運営管理）

1. 本施設は当社が運営管理を行います。ただし当社は、その裁量により、第三者に本施設の運営管理の全部または一部を委託することができるものとします。

第3条（目的）

1. 本施設は、会員が本施設を利用することにより、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第3条の2（用語の定義）

1. 本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。 (1) 「通常会員」とは、第6条の2に定めるモニター会員以外の会員をいい、「通常プラン」とは、通常会員に適用される会員種別（プラン）をいいます。 (2) 「無制限利用プラン」とは、1 暦月あたりのクラスレッスンの利用回数に上限を設けない会員種別をいいます。 (3) 「月利用回数」とは、会員種別ごとに定められた 1 暦月あたりのレッスンの利用可能回数をいいます。 (4) 「回数券」とは、レッスンの利用に充当することができる利用権であって、当社が別途定める枚数及び有効期限により販売するものをいいます。 (5) 「体験レッスン料」とは、初回体験の対価として当社が別途定める費用をいいます。商品表示上「登録料」と表示する金額がある場合、当該金額は体験レッスン料の内訳であり、入会手続き時に別途徴収する費用ではありません。

第2章 会員

第4条（会員制度）

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設の会員とは、第5条に定める入会資格を満たし、本規約に同意の上、第8条に定める入会手続きを行い、当社の承認を得た方をいいます。会員は、本規約及び当社が別途定める諸規則を遵守するものとします。

第5条（会員入会資格）

1. 本施設の会員は、第3条に定める本施設の目的に賛同し、次の各号のすべてに該当し、かつ当社が入会を承認した方とします。 (1) 本施設の趣旨に賛同し、本規約及び当社が定める諸規則を遵守できる方 (2) 年齢満 16 歳以上の方。ただし、未成年者の場合は、親権者の同意書を提出し、親権者が本規約に基づく責任を本人と連帯して負うことに同意した方 (3) 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁止されておらず、本施設の利用に支障がないと自己の責任において申告された方（申告内容の虚偽又は重大な見落としにより事故若しくは傷害が生じた場合であっても、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。また、虚偽申告が判明した場合、当社は第10条に基づく除名、支払済み費用の不返還及び当該虚偽申告と相当因果関係のある損害の賠償請求を行うことがあります） (4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方 (5) 当社が必要と判断した場合に実施するカウンセリングやメディカルチェック等において、本施設の利用に支障がないと判断された方 (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でない方、過去に反社会的勢力でなかった方、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しない方 (7) 酒気を帯びて本施設を利用しないことを確約できる方 (8) 危険物（刃物、火器、薬品等）を持ち込まないことを確約できる方 (9) 妊娠中でない方、または妊娠中であっても自己の責任において担当医師の許可を得ており、かつその旨を書面にて提出の上、当社が利用に支障がないと判断した方 (10) 原則として、未就学児または小学生のお子様を同伴して施設を利用しないことに同意いただける方（当社が別途許可した場合を除く） (11) 過去に当社または他のフィットネスクラブ、ヨガ・ピラティススタジオ等（以下「同業他社」という）において、会費等の未払いや迷惑行為等を理由として、会員資格の停止または除名等の処分を受けたことがない方。また、同業他社との間で係争中または過去に係争の事実がない方。 (12) その他、当社が適格と認めた方（当社は、独自の裁量に基づき入会承認の可否を判断できるものとし、承認しない場合でもその理由を開示する義務を負いません）

第6条（会員の種類）

1. 本施設の会員の種類及びその利用条件（不特定の会員最大 5 名が同時に参加するクラスレッスン、及び事前に予約した 1 名から 3 名の会員が参加するプライベートレッスンの利用を含む）は、別途当社の定める料金表等によるものとします。会員の種類には、通常会員のほか、当社が別途定める条件を満たすモニター会員等が含まれます。当社は、必要に応じて会員の種類を新設、変更または廃止することがあります。

第6条の2（モニター会員に関する特則）

1. （定義）本規約において「モニター会員」とは、第5条に定める入会資格に加え、当社の審査を経て、本施設の広報活動に協力することを条件に、当社が別途定めるモニター会員価格（以下「モニター価格」といいます）で本施設を利用する会員をいいます。
2. （協力義務）モニター会員は、モニター価格が適用される期間中、以下の各号に定める当社の広報活動に協力する義務を負うものとします。協力義務の具体的な内容、時期、方法等については、当社の指示に従うものとします。 (1) 当社が指定するウェブサイト、SNS 等への口コミ、レビューの投稿（原則として 1 回以上）。 (2) 当社が実施するアンケートへの回答。 (3) 当社が本施設内で行う写真または動画の撮影における被写体としての協力。
3. （肖像権等の利用許諾）モニター会員は、前項第3号に基づき撮影された、自己が被写体として含まれる写真及び動画（以下「本件肖像等」といいます）について、当社が以下の目的で利用することをあらかじめ承諾するものとします。 (1) 利用目的：当社及び本施設の広報宣伝活動（ウェブサイト、SNS、チラシ、広告物等への掲載を含む） (2) 利用期間：モニター会員の在籍期間中及び退会後 3 年間 (3) 利用範囲：全世界における利用（複製、上映、公衆送信、展示等を含む） (4) 当社は、本件肖像等の利用にあたり、モニター会員の名誉、プライバシー等の権利を不当に侵害しないよう配慮します。
4. （モニター価格の適用期間及び通常プランへの移行） (1) モニター価格の適用期間、無料となる期間（以下「無料期間」といいます）、及びその後の割引期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。 (2) 前号の適用期間が満了した後は、モニター会員から別途退会の申し出がない限り、自動的に当社が指定する通常プランに移行し、当該プランの正規の月会費が適用されるものとします。移行後の通常プラン及びその月会費は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件により明示します。当社は、適用期間の満了に先立ちその旨の通知を行うよう努めます。
5. （最低利用期間）モニター会員は、その契約の性質上、無料期間を除き、当社が別途定める期間（以下「モニター最低利用期間」といいます）は、本契約を継続するものとします。モニター最低利用期間の具体的な期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。モニター最低利用期間中に自己都合により退会する場合、第12条第1項の申出に加え、解約料として、正規料金（入会金を含む）とモニター会員として支払った金額との差額に相当する額、またはその他申込書に記載された方法により算定された金額の支払義務を負います。この場合の支払は、第12条第2項の定めるところにより精算します。この場合、第12条第6項に定める退会事務手数料は、本項の解約料に含まれるものとし、別途発生しません。
6. （協力義務の不履行）モニター会員が、正当な理由なく第2項に定める協力義務を履行しないと当社が判断した場合、当社は、事前の通知をもってモニター価格の適用を中止し、適用中止以降は正規の月会費を請求できるものとします。また、義務違反の程度が著しいと判断した場合は、正規料金とモニター価格との差額の全額または一部を請求し、または第10条に基づき会員資格を除名することがあります。
7. （その他）本条に定めのない事項については、本規約の他の条項がモニター会員にも適用されるものとします。ただし、モニター最低利用期間中は、第11条第9項に定める場合を除き、第11条に定める休会制度を利用することはできません。

第7条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当社が入会を承認した日から、会員が退会、第12条の2に定める会費不払による契約終了、除名その他本規約に定める事由により会員資格を喪失する日までとします。

第8条（入会手続き）

1. 本施設への入会を希望する方は、本規約及び当社が定める諸規則の内容を理解し同意の上、当社所定の入会申込手続きを行い、当社が別途定める入会金及び初月・翌月分の会費等を、当社指定の方法で納入するものとします。
2. 前項の手続きが完了し、当社が入会を承認した時点で、会員資格を取得するものとします。
3. 会費は、原則としてクレジットカードによる自動決済とし、毎月 20 日に翌月分の会費を決済します。決済ができなかった場合、会員は当社の指示に従い速やかに支払うものとします。当社の責めに帰すべき事由なく、会員が本規約に基づき支払うべき諸費用その他の金銭債務について所定の支払期日までに支払をせず、当該支払期日の属する月の翌月 1 日を経過した場合、当社は、督促及び再請求業務に要する実費相当額として、1 回につき金 2,200 円（税込）の再請求事務手数料を請求できます。再請求事務手数料は、滞納が複数月にわたる場合は滞納した月分ごとに発生しますが、同一の滞納月については 1 回に限ります。また、未払が生じた時から当該未払の全額が完納された時までの期間（以下本項において「滞納期間」といいます。）中に発生する再請求事務手数料は、1 の滞納期間につき合計 3 回（金 6,600 円（税込））を上限とし、4 回目以降は発生しません。未払の全額が完納された後に新たに生じた未払については、新たな滞納期間として本項を適用します。
4. 入会時にキャンペーン等が適用された場合、その適用条件は当社が別途定めるものとし、会員が当該条件を満たさない場合（最低利用期間中の休会・退会等を含むがこれに限らない）、キャンペーン特典の適用を取り消し、正規料金との差額等を請求する場合があります。

5. 未成年者の入会には、親権者の同意書が必要です。親権者は、本規約に基づく未成年会員の一切の義務について、本人と連帯して責任を負うものとします。
6. 会費は暦月単位で発生します。入会初月の会費は、会員種別ごとに料金表へ定める週割り、日割りその他の算定方式により計算し、一律の日割り計算は行いません。

第9条（入会金、会費等）

1. 会員は、当社が別途定める入会金、体験レッスン料、会費、レッスン料、その他諸費用（以下総称して「諸費用」といいます）を、所定の方法で所定の期日までに支払う義務を負います。
2. 一旦納入された諸費用は、法令の定めにより返還が義務付けられる場合、または当社の責めに帰すべき事由により本施設の利用が不可能となった場合を除き、理由の如何を問わず原則として返還いたしません。
3. 当社は、運営上の必要性、経済情勢の変動等に応じ、会員に事前に告知（原則として 1 か月前までに施設内掲示、ウェブサイト掲載、メール通知等の方法による）することにより、諸費用の種類、金額、支払方法、支払期日等を変更できるものとします。会員の金銭負担を増加させる変更については、第38条第4項及び第5項の定めによります。
4. 当社は、入会金、体験レッスン料、会費、レッスン料その他のサービスの対価の額を、版番号、施行日、対象店舗及び掲載場所を明示した料金表（以下「料金表」といいます）として定め、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表します。料金表は、第37条に定める細則等の一部を構成します。料金表の改定は、第3項及び第38条の定めに従います。

第10条（会員資格の一時停止及び除名）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、事前の通知または催告をすることなく、当該会員の資格を一時停止し、または除名することができるものとします。除名された会員は、以後、本施設の利用を一切できません。 (1) 本規約、当社が定める諸規則、その他法令に違反したとき (2) 当社または本施設の名誉・信用を著しく毀損し、または本施設の秩序を乱したとき (3) 諸費用の支払を怠り、当社からの催告後も相当期間内に支払がなされないとき（原則として 2 か月以上の滞納） (4) 第5条に定める会員資格要件を欠くに至ったとき、または入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき (5) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力行為、ハラスメント行為、その他本施設の運営に支障をきたす行為を行ったとき (6) 施設、設備、器具等を故意または重大な過失により損壊させたとき (7) 当社からの連絡に対し、合理的な期間、応答がないとき (8) その他、会員としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき
2. 前項に基づき会員資格を一時停止又は除名された場合でも、会員は、未払いの諸費用等があれば、その支払を免れることはできません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に受領した諸費用の返還義務を負いません。会員資格を一時停止された期間中も、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、月会費等の支払義務は継続するものとします。当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。一時停止は、その原因となった事由の確認、調査又は是正に必要な合理的な期間に限り行うものとし、当社は、当該事由が解消したと認めた場合、速やかに一時停止を解除します。

第11条（休会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、月単位で休会することができます。休会の開始及び終了は暦月単位とし、月の途中における休会の開始又は終了は行いません。ただし、第12条第4項及び第6条の2第5項に定める最低利用期間中は、第9項に定める場合を除き、本条に定める休会制度を利用することはできないものとします。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までの期間に、当社所定の方法により行うものとし、手続きの完了をもって、休会開始希望月の 1 日から休会扱いとします。
3. 休会期間は、原則として 1 回の手続きにつき最長 6 か月間とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
4. 休会期間中は、当社が別途定める休会費を支払うものとします。
5. 諸費用に未納がある場合、休会手続きを行うことはできません。
6. 入会キャンペーン等の適用を受けている会員が休会する場合、キャンペーンの適用条件によっては特典が失効する場合があります。
7. 会員は、休会手続き時に復会月を取り決めるものとします。休会していた会員は、取り決めた復会月の 1 日から自動的に休会前の会員種別にて復会し、復会月以降、通常の会費が発生します。
8. 休会していた会員が復会月の変更（休会期間の延長又は短縮）を希望する場合は、変更前の復会月又は変更後の復会月のいずれか早い方の月の前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の手続きを行わなければなりません。復会月を変更した場合も、変更後の復会月の 1 日から復会し、当該復会月の会費は日割り計算を行わず、1 か月分全額を支払うものとします。
9. 最低利用期間中の会員であっても、傷病、長期入院、介護その他のやむを得ない事由がある場合は、当社の承認を得て、最低利用期間中に休会することができます。この承認を受けようとする会員は、医師の診断書その他当該事由を客観的に確認できるものとして当社が認める証明書類を提出しなければなりません。この場合、休会期間中の月は第12条第4項及び第6条の2第5項に定める最低利用期間の月数に算入せず、復会月以降、休会開始前の残余の最低利用期間を継続して計算します。

第12条（退会）

1. 会員は、自己の都合により退会を希望する場合、当社所定の退会申請フォームを提出することにより、退会を申し出るものとします。退会申請フォームは、当社の公式 LINE アカウントを案内・相談窓口として会員に案内します。公式 LINE アカウントへの相談又はメッセージの送信のみでは、本項の退会の申出は完了しません。ただし、退会申請フォームの不具合、スマートフォン若しくはインターネットを利用できない事情、障害その他のやむを得ない事由によりフォームの利用が困難な場合は、当社へ連絡し、当社が別途指定する記録の残る方法により手続を行うことができます。退会の申出は、退会を希望する月（以下「退会希望月」といいます。）の前々月 11 日から前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までの期間に当社へ到達しなければなりません。当社によるフォームの案内遅延、当社側のシステム障害その他当社の責めに帰すべき事由によりフォームの提出が困難となり又は遅延した場合において、会員がこの期間内に公式 LINE アカウントその他当社が確認できる記録の残る方法により退会意思を明確に通知したときは、その通知が当社へ到達した日を本項の申出到達日とみなします。この期間内に第2項の要件を満たす申出が当社へ到達したことをもって、退会手続きは完了したものとし、当該申出に基づく退会は、退会希望月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって効力を生じます。当社は、申出を受領したときは、記録の残る方法により受理した旨を通知します。
2. 会員は、第1項の申出を行う時点において未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、当該債務を完納した後でなければ、通常退会の申出を行うことができません。完納及び第1項の申出のいずれもが同項の申出期間内に完了したときに限り、退会希望月の末日をもって退会できます。当社は、申出を受領した後遅滞なく、退会日までの会費、解約料、退会事務手数料その他当社に対する債務の費目及び合計額を、記録の残る方法により会員へ通知します。第7項に定める解約料を請求する場合は、その算定の内訳を併せて示します。退会日までに発生した債務は、退会後も存続します。
3. 退会月の会費は、利用の有無にかかわらず、1 か月分全額を支払うものとします。
4. （通常会員の最低利用期間）通常会員は、入会日から起算して 4 か月間（以下「最低利用期間」といいます）、本契約を継続するものとします。最低利用期間中に自己都合により退会する場合、会員は、第1項の申出に加え、第7項に定める解約料の支払義務を負います。この場合の支払は、第2項の定めるところにより精算します。なお、最低利用期間中の休会については、第11条第9項の定めによります。
5. 最低利用期間の起算日は、入会日を基準とします。本条において「入会日」とは、システム上の会員登録日にかかわらず、会員に適用される会員種別（プラン）の適用が開始された日をいいます。入会日が 1 日から 15 日の場合は当月を 1 か月目とし、16 日から末日の場合は翌月を 1 か月目として計算します。月会費が無料又は割引となる期間がある場合であっても、この数え方は変わりません。
6. 会員は、退会理由の如何にかかわらず、退会手続きに伴う事務手数料（以下「退会事務手数料」といいます。）として金 3,300 円（税込）を支払うものとします。ただし、最低利用期間中の退会に伴い次項の解約料を支払う場合、退会事務手数料は当該解約料に含まれるものとし、別途発生しません。
7. 最低利用期間中の解約料は、以下の計算式により算定します： 解約料 ＝（正規入会金＋正規月会費×残余月数）－（実際に支払った金額） 本項において「正規月会費」とは退会手続き時点で会員に適用されている会員種別の正規の月会費を、「残余月数」とは最低利用期間の月数から第5項の数え方により経過した月数を控除した月数をいいます。会員種別の変更があった場合でも、最低利用期間は再起算されません。上記計算による額が金 22,000 円（税込）を下回る場合（負の値となる場合を含みます。）は、解約料は金 22,000 円（税込）とします。

第12条の2（会費不払による契約終了）

1. 本条において「対象月額債務」とは、会員が支払うべき月会費、第11条第4項に定める休会費その他対象月ごとに発生する諸費用をいい、都度利用料、解約料、退会事務手数料、再請求事務手数料及び遅延損害金その他月単位で発生しない金銭債務を含みません。同一の対象月に複数の対象月額債務がある場合は、その合計額を 1 か月分の債務として取り扱い、その一部のみが支払われた対象月は、合計額が完納されるまで未払の 1 か月分として数えます。
2. 対象月額債務について、支払期日を経過してもなお全額が支払われていない対象月が、連続しているか否かを問わず 3 か月分に達したときは、会員契約は、未払の対象月を古い順に数えた 3 か月目の末日（以下「不払終了日」といいます。）をもって自動的に終了します。本項の終了は、当社による催告、督促又は終了通知の実施を条件としません。
3. 当社は、対象月額債務の未払が生じたときは、書面又は電磁的方法により、未払の対象月、費目及び金額、支払方法並びに未払が 3 か月分に達した場合の不払終了日を明示して、催告又は督促を行うものとします。ただし、催告若しくは督促の遅延、不到達又は欠缺は、前項に定める自動的な契約終了を妨げません。
4. 第2項の場合、当社は、不払終了日の属する月の翌月分以降の月会費、休会費その他月額で発生する諸費用を新たに発生させません。システム処理その他の事情により、これらの諸費用が形式上発生し、又は請求情報が生成された場合であっても、当社はこれを請求せず、速やかに取り消し、又は請求額を零円とする処理を行います。
5. 本条による契約終了後も、不払終了日までに発生した諸費用その他の金銭債務は完済されるまで存続し、当社はこれを請求し、及び回収することができます。第41条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまで継続して発生し、第8条第3項に定める再請求事務手数料は同項の上限を超えて新たに発生しません。
6. 会員から受領した支払について対象となる債務の指定がない場合、当社は、対象月額債務のうち支払期日の早い対象月に係るものから順に充当します。第2項の判定は、各対象月額債務の支払期日の終了時に、その時点までに当社が受領し確認した支払を本項の順序により充当した後の残高に基づいて行います。この判定により未払が 3 か月分に達したときは不払終了日を確定し、その後に一部又は全部の支払があった場合でも不払終了日は変更しません。未払の債務を完済した者は、第13条に従い再入会を申し込むことができ、当社は、本条による契約終了の事実のみを理由として再入会を拒否しません。

第13条（再入会）

1. 過去に会員であった方が再入会を希望する場合、原則として新規入会と同様の手続きが必要です。ただし、退会から 6 か月以内に再入会する場合に限り、当社が別途定める基準に従い、入会金の全部または一部を免除することがあります。
2. 再入会の可否は、退会理由、過去の利用状況等を考慮し、当社が判断します。第10条により除名された方は、再入会することができません。

第14条（会員資格の喪失）

1. 会員は、次の各号の一に該当した場合、当然にその会員資格を喪失します。 (1) 第12条又は第38条第5項に定める退会日が到来したとき (2) 死亡したとき (3) 第10条に基づき除名されたとき (4) 第5条に定める会員資格要件を満たさなくなったとき (5) 破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき (6) 当社が本施設の全部を閉鎖したとき (7) 第12条の2に定める会費不払により会員契約が終了したとき

第15条（会員資格の譲渡禁止）

1. 会員は、その会員資格（本施設を利用する権利を含む一切の権利）を、理由の如何を問わず、第三者に譲渡、貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は一切できません。

第16条（会員種別の変更）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、会員種別を変更することができます。変更希望月の前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の変更届を提出するものとします。
2. 会員種別の変更は、変更希望月の初日から適用されます。変更後の会員種別の会費が適用され、変更手数料が発生する場合は、当社が別途定める手数料を支払うものとします。（現行：コースダウンの場合 2,200 円（税込））
3. 最低利用期間中は、月会費が下がる会員種別への変更をすることはできません。最低利用期間中に月会費が上がる会員種別へ変更した場合も、第12条第4項の最低利用期間は再起算せず、変更前の残余期間を引き継ぎます。
4. 会員種別を月会費が高額なものに変更（コースアップ）した場合、当該変更が適用された月から起算して 3 か月間は、月会費が低額なものに変更（コースダウン）することはできないものとします。

第17条（変更事項の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、決済情報等、入会申込時の届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。
2. 会員が前項の届出を怠ったことにより当社からの通知等が延着又は不到達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。当該延着又は不到達により会員に損害が生じた場合、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。

第3章 会員の権利・義務

第18条（施設の利用）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則を遵守し、登録している会員種別の利用範囲及び条件に従って、本施設を利用することができます。
2. 会員は、本施設の利用にあたり、当社が発行する会員証、または当社が指定する認証方法（スマートフォンアプリ等）を提示または利用するものとします。これらを提示できない場合、施設の利用をお断りすることがあります。
3. 会員は、本施設の利用に際し、常に施設内のスタッフの指示に従うものとします。

第19条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則、施設内に掲示されたルール、スタッフの指示等を遵守しなければなりません。
2. 会員は、自己の責任と費用において、健康管理を行うものとします。体調がすぐれない場合は、施設の利用を控えるなど、無理のない範囲で利用するものとします。
3. 会員は、施設や設備を丁寧に取り扱い、他の会員やスタッフと互いに尊重し、快適な利用環境の維持に協力するものとします。
4. 会員は、自己の所有物について、自己の責任において管理するものとします。
5. 会員は、SNS、ブログ、その他インターネット上において、当社の許可なく他の会員やスタッフの個人情報（氏名、肖像等）を公開する行為、または当社、本施設、スタッフ、他の会員に対する誹謗中傷、名誉毀損、その他運営を妨害する内容の投稿を行ってはならないものとします。ただし、当社または本施設に関する否定的な口コミ、評価、レビューの投稿については、事実に基づかない場合または当社の営業に重大な支障を来す場合、法的措置を講じる場合があります。当社は、会員による誹謗中傷、名誉毀損、著作権侵害等の投稿により損害を被った場合、当該会員に対し、損害賠償請求（弁護士費用を含む）を行う権利を留保します。

第20条（利用禁止及び退場）

1. 当社は、会員が以下の各号の一に該当する場合、または該当する恐れがあると当社が合理的に判断した場合、当該会員による本施設の利用を禁止し、または施設からの退場を命じることができるものとします。この場合、利用できなかったことに対する補償や諸費用の返還は行いません。 (1) 第5条に定める会員資格要件を満たさない、またはその恐れがあるとき (2) 本規約または当社が定める諸規則に違反したとき (3) 酒気を帯びているとき (4) 伝染病等、他人に感染する恐れのある疾病を有しているとき (5) 健康状態が悪く、運動することが危険であると当社が判断したとき (6) 危険物を持ち込んだとき (7) 許可なく施設内で写真・動画撮影、録音、勧誘行為、営業行為、政治活動、宗教活動（これらの準備行為と当社が判断する行為を含む）を行ったとき (8) 刺青、タトゥー（シール等を含む）を露出しているとき（当社が別途許可した場合を除く） (9) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、威嚇行為、その他秩序を乱す行為を行ったとき (10) 当社の許可なくお子様を同伴したとき (11) 正当な理由なくスタッフの指示に従わないとき (12) その他、本施設の利用者としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき

第4章 運営

第21条（運営管理）

1. 本施設の運営管理は、当社の責任において行われます。
2. 会員は、本施設の運営管理について意見を述べることができますが、運営方針の決定に関与することはできません。
3. 当社は、施設の利用時間、利用ルール、提供するサービス内容等、運営管理に関する事項を定め、必要に応じてこれらを変更することができます。変更内容は、原則として事前に告知しますが、緊急の場合は事後告知となることがあります。
4. 当社が運営主体を変更する場合、または運営の全部もしくは一部を第三者に委託する場合、当社は会員に対し事前にその旨を告知し、会員の権利利益に不当な影響が生じないよう努めるものとします。

第22条（健康管理）

1. 会員及びビジター（第29条で定義）は、自己の責任において健康状態を管理し、本施設を利用するものとします。
2. 本施設利用中に体調が悪くなった場合は、直ちに利用を中止し、スタッフに申し出るものとします。
3. 当社は、会員及びビジターに対し、安全な施設利用のための情報提供や注意喚起を行いますが、個々の利用者の健康状態について責任を負うものではありません。

第23条（安全管理）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用にあたり、当社が定める利用方法やスタッフの指示に従い、自己及び周囲の安全に十分配慮するものとします。
2. 万一、本施設利用中に負傷した場合や、事故が発生した場合は、速やかにスタッフに報告するものとします。

第24条（体験利用）

1. 当社は、入会を検討している方等を対象に、体験利用の機会を提供することがあります。
2. 体験利用者は、本規約及び当社が別途定める体験利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第25条（営業日及び営業時間）

1. 本施設の営業日、営業時間及び受付時間については、当社が別途定め、施設内掲示及び当社ウェブサイト等で告知します。
2. 当社は、必要に応じてこれらを変更することがあり、変更する場合は原則として事前に告知します。

第26条（施設の休業及び利用制限）

1. 当社は、以下の理由により、本施設の全部または一部の営業を休止し、または利用を制限することができるものとします。 (1) 定休日としてあらかじめ定めた日 (2) 年末年始、夏季休業等、当社が定める計画的な休業日（年間 10 日程度を目安とする） (3) 施設の点検、保守、修繕、改修等を行う場合 (4) 天災地変、気象災害、疫病の流行、行政指導、その他当社の責に帰すことのできない事由により営業が困難または不適当と判断した場合 (5) イベント開催等、運営上の都合により必要な場合
2. 前項に基づき休業または利用制限を行う場合、当社は原則として事前に告知（緊急時を除く）を行いますが、それによる諸費用の割引や返還は原則として行いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本施設の全部が連続 7 日間以上利用できない状態となった場合は、当社は、当該利用不能の期間に応じて月会費を日割りで減額し、又は振替その他の代替措置を講じます。その他の場合であっても、当社の責めに帰すべき事由により会員の利用権に重大な支障が生じ、かつ代替措置（レッスンの振替等）の提供も困難であるときは、当社所定の基準に従い対応します。

第5章 予約、キャンセル及び遅刻

第27条（クラスレッスンの予約とキャンセル）

1. クラスレッスン（以下「クラス」といいます。）の予約及びキャンセルは、当社指定の予約システムを通じて行うものとし、電話や店頭での予約・キャンセルは受け付けません。ただし、システム障害その他当社がやむを得ないと認める場合は、当社が別途案内する方法によることができます。
2. クラスの予約は、各クラスの開始時刻の 15 分前まで可能です。
3. クラスのキャンセルは、各クラス開始時刻の 3 時間前まで可能です。
4. 前項の期限までにキャンセル手続きが行われなかった場合（無断欠席を含む）、または第28条に定める遅刻によりクラスに参加できなかった場合は、理由の如何を問わず、次の各号のいずれかの措置を講じます。 (1) 無制限利用プランの会員の場合：当社は、クラスレッスンキャンセル料として 3,300円（税込）を請求します。 (2) (1)以外の会員の場合：当社は、当該クラスを 1 回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化、月利用回数のカウント等）か、またはクラスレッスンキャンセル料として3,300 円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。
5. 前項のキャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。

第28条（クラスレッスンの遅刻）

1. 安全確保及び他の参加者への配慮のため、クラス開始時刻から 5 分以上遅刻した場合、当該クラスへの参加はできません。ウォーミングアップへの不参加はけがのリスクを高めるため、ご理解ください。
2. 遅刻によりクラスに参加できなかった場合も、前条第4項に定める措置の対象となります。
3. 交通機関の遅延、交通渋滞等、理由の如何を問わず、遅刻による不参加も同様の取扱いとなります。事前の連絡は不要です。

第28条の2（プライベートレッスンの予約、キャンセル及び遅刻）

1. プライベートレッスン（1 名から 3 名まで参加可能な事前予約制のレッスン）の予約及びキャンセルは、原則として当社指定の予約システムまたは別途当社が指定する方法を通じて行うものとします。
2. プライベートレッスンには以下の種類があります： (1) 1 名で受講するパーソナルプライベートレッスン (2) 2 名ペアで受講するプライベートレッスン (3) 3 名で受講するプライベートレッスン
3. プライベートレッスンの予約変更及びキャンセルは、予約日時の 24 時間前まで可能です。
4. 前項の期限までに予約変更またはキャンセル手続きが行われなかった場合（予約した会員全員の無断欠席を含む）、理由の如何を問わず、当社は、当該プライベートレッスンを 1回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化等）か、またはプライベートレッスンキャンセル料として 8,800 円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。当該キャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。
5. 2 名ペアまたは 3 名でプライベートレッスンを予約した場合において、予約した会員の一部がキャンセルまたは欠席したときは、レッスンは実際に参加された会員を対象として、予約どおりの時間で実施します。この場合、当社は欠席した会員分の利用料金（購入済みのチケット代等を含む）について、返金、割引、または他のレッスンへの振替等は一切行いません。
6. 予約時刻に遅刻した場合、レッスンの終了時刻は変更せず、レッスン時間が短縮されることになります。この場合でも、レッスン料の割引や返金は行いません。

第6章 その他

第29条（ビジター利用）

1. 当社は、会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に、当社が定める条件（利用資格、利用料、利用範囲等）の下で、本施設の利用を認めることがあります。
2. ビジターは、本規約及び当社が別途定めるビジター利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第30条（損害賠償責任）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用中、自己の責めに帰すべき事由により、当社、他の会員、その他の第三者または本施設の設備等に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 会員が同伴したビジターが与えた損害については、当該会員が連帯して賠償責任を負うものとします。
3. 会員またはビジターが本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該違反と相当因果関係のある範囲で、現実に生じた損害（弁護士費用その他の回収に要した合理的な費用を含みます）の賠償を請求できるものとします。

第31条（当社の責任）

1. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に被った損害（負傷、疾病、盗難、紛失等を含む）について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。

2. 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任範囲は、当該会員またはビジターに現実に生じた直接かつ通常の損害に限定され、賠償額は、当該損害が発生した月に当該会員またはビジターから当社が受領した会費または利用料の 1 か月分相当額を上限とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により会員またはビジターの生命または身体に生じた損害については、本項の限定及び上限は適用しません。
3. 会員及びビジターは、自己の所有物について、自らの責任で管理するものとし、当社は、施設内での盗難、紛失、破損等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。また、施設内での忘れ物の取扱いは、次の各号に定めるところによります。 (1) 現金、貴重品その他遺失物法の適用がある拾得物件については、同法の定めに従い取り扱います（警察署への提出を含みます）。個人情報が含まれるものについては、法令に基づき適切に取り扱います。 (2) 前号に定めるもののほか、忘れ物については、発見日から 1 か月間保管し、期間内に引取りの申出がないときは、所有者が当該物品に関する一切の権利を放棄したものとして、当社にて処分できるものとします。保管期間中の紛失・破損等について、当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。 (3) 腐敗若しくは変質のおそれがある物、危険物その他安全衛生上の問題がある物については、前2号にかかわらず、当社は即時に処分できるものとします。
4. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に生じた以下の事項について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。 (1) 個人の体質、既往症、隠れた疾患等に起因する健康被害 (2) 会員が指示に従わなかった、または不適切な利用をしたことによる一切の損害 (3) 天災地変、疫病、交通機関の運休等の不可抗力による施設利用不能 (4) 第三者による犯罪行為、その他当社の管理を超えた事由による損害 (5) 施設利用前後の移動中に生じた事故・損害
5. 当社の責任の有無、賠償の範囲及び責任制限について本規約の他の条項と本条の定めが異なる場合は、本条を優先して適用します。

第32条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、会員及びビジターから取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。
2. 主な利用目的は、本施設に係るサービスの提供、会員管理、事務連絡、当社からの各種案内（広告を含む）、サービス改善、統計分析等です。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。その場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。
4. 当社は、諸費用その他の金銭債権の督促又は回収を、回収代行会社、弁護士その他の専門家へ委託することがあります。この場合、当社は、当該委託に必要な範囲で、会員の氏名、連絡先、契約内容、請求及び支払状況その他債権の督促又は回収に必要な個人情報を委託先へ提供し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

第33条（個人情報の開示等）

1. 会員及びビジターは、当社に対し、自己に関する保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止を求めることができます。手続きの詳細は、当社のプライバシーポリシーまたは別途定める手続きによります。

第34条（施設内撮影等）

1. 当社は、当社の広報活動、記録、防犯等を目的として、本施設内において写真または動画の撮影を行うことがあります。施設利用者は、施設内で撮影が行われる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社が、会員またはビジターが識別可能な写真・動画等を、ウェブサイト、SNS、広告物等に使用する場合は、原則として事前に個別に利用目的等を説明の上、当該会員またはビジターから承諾を得るものとします。

第35条（諸費用等の変更）

1. 当社は、第9条第3項に定めるとおり、諸費用を変更することができます。

第36条（施設の廃止・利用制限）

1. 当社は、経営上の判断、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合、本施設の全部または一部を廃止し、またはその利用を長期間にわたり制限することができるものとします。
2. 施設を完全に廃止する場合、当社は会員に対し相当な期間をもって事前に告知するとともに、閉鎖日以降の期間に相当する支払済みの会費等について、法令及び当社規定に従い、清算・返還等の適切な措置を講じます。

第37条（細則）

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本施設の運営上必要な事項については、当社が別途細則等を定めることができるものとし、会員及びビジターはこれに従うものとします。細則等も本規約の一部を構成します。

第38条（規約の改訂）

1. 当社は、民法その他関係法令の定めに従い、利用者の一般の利益に適合する場合又は合理的な必要性がある場合には、本規約及び細則等を変更することができるものとします。

2. 当社が本規約及び細則等を変更する場合、効力発生日を定め、効力発生日の 1 か月前までに、変更後の規約等の内容及び効力発生日を、施設内掲示、当社ウェブサイトへの掲載、又は会員への電子メール送信その他当社が適当と認める方法により告知（ただし、軽微な変更又は会員に有利な変更の場合は事後告知も可）するものとします。会員は、施設内掲示や当社ウェブサイト等を定期的に確認する義務を負うものとします。会員が確認を怠ったことにより不利益を受けた場合、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。
3. 変更後の規約等は、効力発生日からすべての会員及びビジターに適用されるものとします。
4. 会費等の金銭負担を増加させる変更（新設・増額を含みます。）又はこれと同視できる不利益変更については、第2項にかかわらず、当社は、効力発生日を毎月 1 日と定め、原則として効力発生日の属する月の前々月 10 日までに第2項所定の方法により告知するものとします。やむを得ない事由により前々月 10 日までに告知できなかった場合、当社は、効力発生日を繰り下げ、告知の日から次項に定める退会手続きの期限までに 1 か月以上の期間が確保されるようにします。
5. 会員が前項の変更に異議がある場合、当社は当該会員に対し個別に協議の機会を設けます。ただし、会員に未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、協議は当該債務を完納した後に行います。協議が整わないとき、会員は、効力発生日の属する月の前月 10 日までに、第12条第1項に定める方法による退会の申出を当社へ到達させることにより、効力発生日の属する月の前月末日（以下、本項において「退会日」といいます。）をもって退会することができます。会員は、本項の申出を行う時点において未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、当該債務を完納した後でなければ本項の申出を行うことができず、完納及び申出のいずれもが本項に定める期限までに完了したときに限り、本項により退会できます。本項に基づく退会については、第12条第1項に定める申出期間、同条第2項、同条第4項、同条第6項及び同条第7項並びに第6条の2第5項の定めにかかわらず、本項を優先して適用します。申出が当社に到達した時以後、新たな会費等を発生させません。ただし、申出の到達時までに既に発生した諸費用その他の金銭債務の支払義務は退会後も存続し、第41条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまでの間継続して発生します。本項に基づく退会については、解約料、退会事務手数料その他名称の如何を問わず退会に伴う手数料は発生せず、日割り精算又は日割り返金は行いません。

第39条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第40条（合意管轄裁判所）

1. 本規約または本施設の利用に関連して、当社と会員またはビジターとの間で紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、法令上の専属管轄その他法令に別段の定めがある場合は、その定めに従います。

第41条（遅延損害金）

1. 会員及びビジターは、本規約に基づき当社に対して支払うべき金銭債務（諸費用、キャンセル料、解約料、損害賠償金等を含むがこれらに限らない）の履行を遅滞した場合、支払期日（第8条第3項に定める決済日、又は当社が請求書その他の方法により個別に指定した支払日をいいます）の翌日から支払済みまで年 14.6％の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を付加して支払うものとします。当社が債権の督促又は回収のため第三者へ現実に支払った費用のうち、必要かつ相当な実費がある場合、当社は、その内容、金額及び根拠を個別に通知した上で、当該実費に限り請求することができます。

第42条（協議解決）

1. 当社、会員及びビジターは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第43条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第44条（発効）

1. 本規約は、2025 年 4 月 27 日から発効します。 附則 本規約は 2025 年 7 月 10 日に一部を改定し、改定後の規約は 2025 年 8 月 10 日より効力を生じるものとします。 本規約は 2026 年 9 月 10 日に一部を改定し、改定後の規約は 2026 年 11 月 1 日より効力を生じるものとします。